⑹　Contact point for tender documentation : Seiichirou Ito, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該工事に係る平成29年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

平成 29 年 3 月 24 日

分任契約担当役

独立行政法人国立文化財機構

東京国立博物館総務部長　松本　伸之

◎調達機関番号　609　◎所在地番号　13

○第１号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京国立博物館管理棟（仮称）新営工事

⑶　工事場所　東京都台東区上野公園13―９

⑷　工事概要　鉄筋コンクリート造　地上５階、地下１階　建築面積1,207.75㎡　延べ床面積　5,210.83㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成30年７月31日まで

⑹　使用する主な資機材　鉄骨約80ｔ、鉄筋約1,000ｔ、コンクリート約8,200㎥、板ガラス約380㎡

⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認申請、資料提出及び入札を紙入札で行う。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、競争に参加することができる。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格」(平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点以上であること。

⑷　平成14年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

①　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造で新築施工対象範囲が延べ面積2,500㎡以上。改修工事の場合については延べ面積5,000㎡以上。

②　博物館、美術館、民族資料館、宝物殿、図書館等で収蔵機能を施工範囲に含んだ文化施設。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工監理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。ただし、経常建設共同企業体の場合にあっては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　経常建設共同企業体の場合の上記２⑸②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記２⑸①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照)。)。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「入札価格」、「技術提案書」による加算点及び「施工体制確認型」による評価点をもって入札を行い、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、下記３⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(イ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ロ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高30点とし、施工体制確認による「評価点」も最高30点とする。なお、施工体制確認による評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。また、「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、図面及び仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

①　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、技術提案書の内容により、評価項目毎に優（10点)／良＋（７点)／良（５点)／良－（２点)／可（０点）により評価する。

②　「工事全般の施工計画」については、技術提案書の内容により、評価項目毎に優（10点)／良＋（７点)／良（５点)／良－（２点)／可（０点)／不適切［欠格］により評価する。なお、不適切［欠格］の評価を受けた者については、入札の参加を認めない。